

# グローバルIPネットワークサービス利用規約 【現改比較表】 2022年6月30日現在

～2022年6月29日

2022年6月30日～

## グローバルIPネットワークサービス利用規約

### 第1章 総則

(定義)

第5条 本規約において以下の用語は以下のことを意味します。

用 語	定 義
2 6 <a href="#">データセンター</a>	<a href="#">コロケーションサービス提供のための当社及び当社の指定する施設</a>
2 7 <a href="#">対象物件</a>	<a href="#">本規約に基づき、保守の対象となる電気通信端末機器及びそれに附帯する設備等の通信設備等（具体的内容は承諾書に記載）</a>
2 8 <a href="#">コネクティビティサービス</a>	<a href="#">本規約に基づき、対象物件と回線サービス、又はラック間等を接続する通信ケーブル又は接続端末（具体的内容は承諾書に記載）</a>

(グローバルIPネットワークサービスの種類)

第8条 グローバルIPネットワークサービスには、次の種類があります。

- (1) [トランジットサービス](#)
- (2) [コロケーション向けトランジットサービス](#)
- (3) [IPv6ネイティブサービス](#)
- (4) 削除
- (5) [グローバルバーチャルリンク](#)

### 第4章 料金等

(利用料金の支払い義務)

第27条 契約者は、そのグローバルIPネットワークサービス契約について当社が承り書にて通知した利用開始日から起算して、契約の解除があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、本規約に定める条件に基づき申込書に定める利用料金の支払いを要します。契約者が、当社の通知した利用開始日からグローバルIPネットワークサービスの利用を開始しなかったときは、当社が通知した利用開始日をもって、利用を開始した日とみなします。

4 本条第1項の期間において、第22条（利用中止）等によりグローバルIPネットワークサービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは次によります。

- (1) (略)
- (2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、グローバルIPネットワークサービスを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。

## グローバルIPネットワークサービス利用規約

### 第1章 総則

(定義)

第5条 本規約において以下の用語は以下のことを意味します。

用 語	定 義
2 6 <a href="#">削除</a>	<a href="#">削除</a>
2 7 <a href="#">削除</a>	<a href="#">削除</a>
2 8 <a href="#">削除</a>	<a href="#">削除</a>

(グローバルIPネットワークサービスの種類)

第8条 グローバルIPネットワークサービスには、次の種類があります。

- (1) [トランジットサービス](#)
- (2) [削除](#)
- (3) [削除](#)
- (4) [削除](#)
- (5) [グローバルバーチャルリンク](#)

### 第4章 料金等

(利用料金の支払い義務)

第27条 契約者は、そのグローバルIPネットワークサービス契約について当社が承り書にて通知した利用開始日から起算して、契約の解除があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、本規約に定める条件に基づき申込書に定める利用料金の支払いを要します。契約者が、当社の通知した利用開始日からグローバルIPネットワークサービスの利用を開始しなかったときは、当社が通知した利用開始日をもって、利用を開始した日とみなします。

4 本条第1項の期間において、第22条（利用中止）等によりグローバルIPネットワークサービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは次によります。

- (1) (略)
- (2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、グローバルIPネットワークサービスを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。

～2022年6月29日

2022年6月30日～

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、そのグローバルIPネットワークサービスを全く利用できない状態（そのグローバルIPネットワークサービス契約に係る全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合（2欄に該当する場合を除きます。）にそのことを当社が知った時刻から起算して、1時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（1時間の倍数である部分に限ります。）に対応する当該グローバルIPネットワークサービスの利用料金。 <u>（コロケーションサービスについて、申込書に定める利用料金を除く。）</u>
2 回線収容部の変更に伴って、グローバルIPネットワークサービスを利用できなくなった期間が生じたとき（契約者の都合によりグローバルIPネットワークサービスを利用しなかった場合であって、その回線収容部を保留したときを除く。）	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応する当該グローバルIPネットワークサービスの利用料金。 <u>（コロケーションサービスについて、申込書に定める利用料金を除く。）</u>

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、そのグローバルIPネットワークサービスを全く利用できない状態（そのグローバルIPネットワークサービス契約に係る全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合（2欄に該当する場合を除きます。）にそのことを当社が知った時刻から起算して、1時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（1時間の倍数である部分に限ります。）に対応する当該グローバルIPネットワークサービスの利用料金。
2 回線収容部の変更に伴って、グローバルIPネットワークサービスを利用できなくなった期間が生じたとき（契約者の都合によりグローバルIPネットワークサービスを利用しなかった場合であって、その回線収容部を保留したときを除く。）	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応する当該グローバルIPネットワークサービスの利用料金。

7 本条第4項第2号の表内の支払いを要しないグローバルIPネットワークサービスについて、利用料金が合算で規定されている等して契約単位毎の利用料金が不明確な場合、トランジットサービス又はコロケーション向けトランジットサービスは、合算で規定された利用料金を各回線の品目（契約帯域）に応じて按分することにより各回線の利用料金を算出し、その利用料金に基づき支払いが不要な利用料金の額を算出することとします。

（工事費の支払い義務等）

第29条 グローバルIPネットワーク契約の申込み若しくは工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、契約者は申込書に規定する工事費の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除、その工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 （略）

3 前2項の規定に関らず、コロケーションサービスについて、グローバルIPネットワークサービス契約成立後、サービス利用開始日までの期間に契約者の都合により契約が解除、またはコロケーションサービスの一部が取り消された場合、契約者は当社に対し、申込書に定めるコロケーションサービスに係る初期費用及び利用料金の1ヶ月分を支払うものとします。

第5章 責任の制限等

7 本条第4項第2号の表内の支払いを要しないグローバルIPネットワークサービスについて、利用料金が合算で規定されている等して契約単位毎の利用料金が不明確な場合、トランジットサービスは、合算で規定された利用料金を各回線の品目（契約帯域）に応じて按分することにより各回線の利用料金を算出し、その利用料金に基づき支払いが不要な利用料金の額を算出することとします。

（工事費の支払い義務等）

第29条 グローバルIPネットワーク契約の申込み若しくは工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、契約者は申込書に規定する工事費の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除、その工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 （略）

第5章 責任の制限等

～2022年6月29日

2022年6月30日～

(責任の制限)

第37条 当社は、グローバルIPネットワークサービス (コロケーションサービスを除く) を利用する者に与えた損害について、当社の故意又は重過失の場合を除き、その賠償の責任を負いません。

2 なお、コロケーションサービスに係る当社の責任については、コロケーションサービスの提供条件書に定めるものとします。

(別紙1) トランジットサービス提供条件書

1. サービスメニュー

本トランジットサービス提供条件書で規定するグローバルIPネットワークサービスには以下のメニューがあります。

グローバルIPネットワークサービス	種類		SLA
	トランジットサービス		対象
付加サービス	IPv6 / IPv4 デュアルサービス		対象
	バックアップポートサービス		対象外
	DNS サービス		対象外
	IP アドレス割り当て		対象外
	<u>グローバルインターネットVPNサービス</u>		<u>対象外</u>
	ブラックホールサービス		対象外
	DDoS プロテクションサービス		一部対象

3. サービス提供条件

10) トランジットサービスに係るその他詳細の技術条件は、当社が「IPトランジットサービスのご提供に関する確認事項」に定めるところに従うものとします。

12) 契約者のご要望に応じてマルチキャスト機能を提供します。

(1) トランジットサービスでマルチキャストのパケット通信を可能にする機能です。

(2) トランジットサービスに係る料金とは別に申込書に定める料金が工事費として追加されます。

(3) ご利用条件によっては、マルチキャスト機能の提供ができない場合がございます。

13) 契約者のご要望に応じてリンクアグリゲーションでの提供に対応いたします。

(2) 対応するインターフェース種類は10GBase-LRです。

(8) その他詳細の技術条件は、当社が「IPトランジットサービスのご提供に関する確認事項」に定めるところに従うものとします。

5. 付加サービス提供条件

5) グローバルインターネットVPNサービス

(責任の制限)

第37条 当社は、グローバルIPネットワークサービスを利用する者に与えた損害について、当社の故意又は重過失の場合を除き、その賠償の責任を負いません。

(別紙1) トランジットサービス提供条件書

1. サービスメニュー

本トランジットサービス提供条件書で規定するグローバルIPネットワークサービスには以下のメニューがあります。

グローバルIPネットワークサービス	種類		SLA
	トランジットサービス		対象
付加サービス	IPv6 / IPv4 デュアルサービス		対象
	バックアップポートサービス		対象外
	DNS サービス		対象外
	IP アドレス割り当て		対象外
	ブラックホールサービス		対象外
	DDoS プロテクションサービス		一部対象

3. サービス提供条件

10) 削除

12) 削除

13) 契約者のご要望に応じてリンクアグリゲーションでの提供に対応いたします。

(2) 削除

(8) 削除

5. 付加サービス提供条件

5) 削除

～2022年6月29日

2022年6月30日～

- (1) 当社が設置する電気通信設備において、IPセキュアポート（IPセキュリティプロトコルにより通信する場合の論理的なポートをいいます。以下、同じとします。）を設定して暗号化又は復号化を行うことにより、IPセキュリティプロトコルによる通信を可能とするサービスです。
- (2) 詳細の提供条件は、当社が「グローバルインターネットVPN提供条件書」に定めるところに基づきます。

7) DDoSプロテクションサービス

- (8) DDoSプロテクションサービスに係るその他詳細の技術条件は、当社が「DDoSプロテクションサービスのご提供に関する確認事項」に定めるところに従うものとします。

(別紙2) コロケーション向けトランジットサービス提供条件書

1. サービスメニュー

本コロケーション向けトランジットサービス提供条件書で規定するグローバルIPネットワークサービスには以下のメニューがあります。

グローバルIPネットワークサービス	種類		SLA
		<u>コロケーション向けトランジットサービス</u>	
付加サービス		<u>コロケーションサービス</u>	対象外
		<u>IPv6 / IPv4 デュアルサービス</u>	対象
		<u>バックアップポートサービス</u>	対象外
		<u>DNS サービス</u>	対象外
		<u>IP アドレス割り当て</u>	対象外
		<u>ブラックホールサービス</u>	対象外
		<u>DDoS プロテクションサービス</u>	一部対象

2. 概要

コロケーション向けトランジットサービスは、当社又は当社の指定するコロケーションサービスをご利用の契約者に対して、当社のグローバルTier 1 IP バックボーンへの直接接続をご提供するサービスです。

3. サービス提供条件

- 1) サービスの提供範囲は、契約者指定回線の終端からグローバル IP ネットワークのバックボーンルータのポートまでです。サービスに自営端末設備やラック、構内配線は含みません。
- 2) 契約の単位は構内配線毎です。
- 3) POP の設置拠点：  
東京（大手町）、大阪（堂島）、その他当社が別途申込書の定める拠点
- 4) 料金メニューには固定型と従量型があります。
- 5) 最低利用期間はサービス開始日から起算して一年間です。

7) DDoSプロテクションサービス

- (8) 削除

(別紙2) 削除

～2022年6月29日

2022年6月30日～

- 6) トラヒックは受信速度と送信速度が異なる非対称型での提供となります。受信帯域（当社の電気通信設備から契約者の端末設備へのトラヒックの帯域）が送信帯域（契約者の端末設備から当社の電気通信設備へのトラヒックの帯域）の1/4となります。  
（例：受信0.25Mbpsに対して送信1Mbps）
- 7) サポートするルーティングプロトコルはスタティック又はBGPです。
- 8) 契約者は、当社の又は当社の指定するコロケーションサービスに契約していることが必要となります。
- 9) 契約者宅からコロケーションスペースに対して1のグローバルIPネットワークサービス契約に対して1回線に限り、保守用に1.5Mbps以下の専用線を接続することができます。ご利用条件により、一部提供できない場合もあります。
- 10) 品目、利用プラン及び具体的な料金は別途申込書およびその他申込みの内容を特定するために必要な書類等に定めます。
- 11) コロケーション向けトランジットサービスにおいて提供するインターフェース、アクセスライン（構内配線）は別途申込書に定めます。
- 12) コロケーション向けトランジットサービスに係るその他詳細の技術条件は、当社が「IPトランジットサービスのご提供に関する確認事項」に定めるところに従うものとします。
- 13) ご請求する料金の種類は以下のとおりです。  
○初期費用  
通網工事費（トランジットサービス）  
○月額利用料金  
トランジットサービス使用料
- 14) 契約者のご要望に応じてマルチキャスト機能を提供いたします。  
(1) コロケーション向けトランジットサービスでマルチキャストのパケット通信を可能にする機能です。  
(2) コロケーション向けトランジットサービスに係る料金とは別に申込書に定める料金が工事費として追加されます。  
(3) ご利用条件により、一部提供できない場合もあります。
- 15) 契約者のご要望に応じてリンクアグリゲーションでの提供に対応いたします。  
(1) リンクアグリゲーションとは、複数の物理的な回線を仮想的な1本の回線とし、束ねた帯域を利用できるようにする技術です。  
(2) 対応するインターフェース種類は10GBase-LRです。  
(3) 束ねる物理回線数には、当社が定める上限がございます。  
(4) LACP（原則Fastモード）での提供です。  
(5) IEEE802.3adに準じた機器をお使いいただけます。  
(6) リンクアグリゲーションでご利用いただくトランジットサービスは、故障通知SLAの対象外です。  
(7) アクセス回線の種類により、ご利用になれない場合がございます。  
(8) その他詳細の技術条件は、当社が「IPトランジットサービスのご提供に関する確認事項」に定めるところに従うものとします。

～2022年6月29日

2022年6月30日～

#### 4. 従量型料金の課金方式

(別紙1)トランジットサービス提供条件書に定める「4. 従量型料金の課金方式」に準じます。

#### 5. コロケーションサービス提供条件

##### 1) サービスの内容

コロケーションサービスは、以下の基本サービスを提供するものとします。

(1) 契約者のルータ、サーバ等、対象物件を運用・維持するため、当社に保守を委託し、当社は対象物件をデータセンター内に保管（以下、「寄託」といいます。）します。

(2) (i) 対象物件の運用・維持に必要な範囲で当社の電力設備、その他の附帯設備を提供するものとします。

(ii) (i)のサービス内容及び保管場所等は承諾書に記載のとおりとします。

(iii) 当社は基本サービスに付随して、コネクティビティサービス、追加電源、その他当社が定める付加サービスを提供します。

##### (3) データセンターの拠点

東京-大手町ビル

大阪-堂島ビル

##### (4) データセンター仕様

###### (i) セキュリティ

ビル入館：IDカード、FAXによる事前の入館依頼フォームの送信

入室：生体認証システム、またはICカード錠

ラック：施錠のできる耐震ラック

その他：自動制御監視システム、警備員の24時間対応

(ii) 電源供給：万が一の公衆電源異常に備え、無停電電源装置を提供。さらに、停電が長期化した場合でも発電用エンジンによるバックアップが可能。

(iii) 防火及び消火システム

##### 2) 契約の単位

コロケーションサービスは、コロケーション向けトランジットサービスの付加サービスとしてのみご利用いただけます。

契約者が、複数のコロケーションサービスを申し込む場合、1つの契約の締結によって完了するものとします。

##### 3) 予約

契約者が既存のコロケーションサービスの増設を予定する場合において、保管場所を予約される場合は、当社が定める条件及び方法により、その旨、申し込むこととします。予約された場合は、申込書に定める保管場所の予約に係る料金を支払うものとします。なお、予約期間は最低利用期間に含まれないものとします。

～2022年6月29日

2022年6月30日～

4) 対象物件の寄託

(1) 契約者は、コロケーションサービスの申込時にデータセンターへ寄託する対象物件等の情報を当社に通知するものとします。

(2) 契約者は、対象物件の寄託にあたり、以下を遵守するものとします。また当社は、データセンターに影響を及ぼすおそれがあると判断する場合は、寄託を承諾しない場合があります。

(i) 契約者は、当社の事前の許可なく、データセンター内に造作等を行ってはなりません。

(ii) 契約者は、データセンター内に発火、爆発、異常な発熱、異常な温度または湿度の変化、その他データセンターに影響を及ぼすおそれのあるいかなるもの、または当社の規定従量を超える対象物件等を寄託することはできません。

(iii) 対象物件に異常が発見された場合は、当社はその旨を契約者に報告します。発見された異常がデータセンターに影響を及ぼすおそれのある場合は、契約者はすみやかに自己の費用負担で、契約者の対象物件等の撤去、移動等の処置をとるものとします。ただし、緊急の場合、その他やむを得ない場合は、当社は事前の通知をすることなく、その原因となった契約者の対象物件等を契約者の費用負担で撤去または移動できるものとします。

(iv) 前号において発見された異常が、発火・発煙等緊急処置を要し、かつ、データセンターに重大な影響を及ぼす場合、当社または異常を発見した関係者は事前に通ずることなく、消火活動、電力提供の中止等の緊急処置を行いません。

(v) 契約者は、対象物件をデータセンター及び当社設備に付着させる場合は、事前に当社の承諾を得るものとします。ただし、キャビネットラック内はこの限りではありません。

(vi) 契約者は、あらかじめ当社の書面による承諾がない限り、第三者の資産及び設備を当社に寄託すること（以下、「再寄託」といいます。）を行ってはなりません。ただし、リース・レンタル物件はこの限りではありません。

(3) 当社は、当社が別に定める管理方法及び管理値により室温管理を行うものとします。ただし、管理値は室温を保証するものではありません。

※当社が別に定める管理方法及び管理値については、コロケーション向けトランジットサービスの申込みをする者及びコロケーション向けトランジットサービス契約者に開示します。

5) 対象物件の搬入及び設置並びにその費用負担

(1) 契約者は、契約者の対象物件を搬入する場合は、「12) 契約者が行う対象物件の作業」に定める入館対応により搬入することとします。

(2) 契約者は、対象物件の搬入および設置に関し、安全対策が必要な場合においては、当社の指示により実施するものとし、これに要する費用は契約者の負担とします。

(3) 対象物件の設置にあたっては、当社が指定した場合、設置に係る工事を当社に委託しなければならないことがあります。

～2022年6月29日

2022年6月30日～

6) 保管場所の変更及びその費用負担

- (1) 当社は、当社の設備の保守、工事、又は故障等やむを得ない場合、対象物件の保管場所並びに契約者に使用を許した設備等の保管場所を変更することができるものとします。
- (2) (1)の場合、当社は契約者に事前にその旨の連絡をするとともに、変更後の保管場所、設備等の仕様規格は従前に準じるものとします。
- (3) (1)の保管場所の変更が当社の事情による場合は、移設に要する費用（撤去費、運搬費、据え付け、調整費等）は当社の負担とします。なお、かかる費用にはシステム切り替えに伴う二重化等の新たな機器、回線、ソフトウェア、工事等の費用は含みません。

7) 対象物件の移設及び撤去並びにその費用負担

対象物件の移設及び撤去は、「6) 保管場所の変更及びその費用負担」の場合を除き、次の各項によるものとします。

- (1) 契約者が保管場所の変更又はグローバルIPネットワークサービス契約の解除を申し出て移設又は撤去する場合、これに要する費用は契約者の負担とします。
- (2) 天災、その他不可抗力等の当社の責に帰すべからざる事由又は火災（当社の過失による場合を除きます。）により、移設又は撤去する場合、これに要する費用は契約者の負担とします。
- (3) (1)及び(2)による場合の契約者の費用負担には、保管場所の原状復旧に要する費用及び契約者に場所を提供するために実施した工事がある場合には当社の当該工事に係る費用を含むものとします。
- (4) 契約者は、契約期間中に必要のあるとき又は事由のいかんを問わずグローバルIPネットワークサービス契約が終了した際、契約者の対象物件等の全部を契約者の責任において撤去し、保管場所を原状に回復のうえ、当社に明け渡すこととします。
- (5) 当社は、契約者の要請があるとき、その他必要がある場合には、契約者の費用負担を条件に、契約者の対象物件等を契約者へ返送することができるものとします。
- (6) 事由のいかんを問わず、グローバルIPネットワークサービス契約が終了した際に契約者が対象物件等を引き取らない場合には、予め契約者に通知することなく、当社は当該対象物件等を廃棄あるいは換価処分することができるものとします。これらにかかる費用は、契約者に請求できるものとし、当社は、責任を負わないものとします。
- (7) 当社が、当社の都合により保管場所の変更又は利用契約の解除を申し出て移設又は撤去する場、これに要する費用（撤去費、運搬費、据え付け調整費）は当社の負担とします。なお、かかる費用にはシステム切り替えに伴う二重化等の新たな機器、回線、ソフトウェア、工事等の費用は含みません。



～2022年6月29日

2022年6月30日～

#### 8) 対象物件等の運用

- (1) 契約者の、対象物件等は契約者の責任において運用するものとします。
- (2) 契約者が、当社が別に提供するサービスの利用に際し、その当社サービス提供に係る設備等を契約者のラック内に設置する場合において、当該設備の工事を実施することについては工事申込をもって、ラックの開閉の許諾があったものとします。ただし、当社が定める書面により、本条項の適用を除外することができるものとします。また、当社が当該サービスの維持に必要な定期保守や故障修理等の作業を実施する際は、その都度、契約者の許諾により、ラックを開閉します。ただし、当社が定める書面により、ラック開閉の事前の許諾を頂いたものとし、本条項の適用を除外することができるものとします。
- (3) 当社は、対象物件またはその周辺に発火・発煙、異音、異常な温度または湿度の変化等の異常が認められ、緊急な対処が必要と判断する場合は、契約者に通知することなく、原因が存在すると思われるラックを開閉し、対処することがあります。当社は、契約者にその旨を事後、通知することとします。
- (4) (1)、(2)、(3)において、当社は誠実に当該サービスの維持及び運用を行うものとし、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、当社は責任を負わないものとします。

#### 9) 保守業務の範囲

- (1) 当社は、以下の保守業務を実施します。
  - (i) 対象物件のランプの状態確認
  - (ii) 対象物件の電源スイッチのオフ/オン、または電源ケーブルの抜き差し
  - (iii) 対象物件のリセットボタン押下(i)から(iii)においては、対象物件等に故障が発生、または故障発生の疑いがある場合に限り契約者の指示に基づき実施します。保守業務は(i)から(iii)に定める業務のほか、申込書及び承諾書により別途定めることができるものとします。
- (2) (1)の保守の範囲に関して、契約者は対象物件の保守にかかわる手順を事前に書面にて当社に提供するものとし（以下、「保守手引書」といいます。）、当社の保守業務はその保守手引書にしたがって実施するものとします。
- (3) 契約者は、指示した業務によって起こりうるデータの喪失や契約者の対象物件等の物理的損害などの危険性を十分理解した上で、当社が定める手順により当社に業務を指示するものとします。当社は、契約者の指示に基づいて行った業務により発生した結果について責任を負いません。保守業務の指示者は、契約者または契約者の意思を代行する第三者を含むものとします。
- (4) 保守業務は、当社と保守業務の指示者との電話等連絡における業務完了確認をもって完了したものとします。

#### 10) 保守業務の指示者

契約者は、保守業務の指示者を当社指定の方法により予め当社に通知するものとします。予め通知のない指示者からの保守業務は、受けられないものとします。

～2022年6月29日

2022年6月30日～

11) 保守業務に関する契約者の協力

- (1) 契約者の、本グローバルIPネットワークサービス契約に基づく当社の保守業務に対して、最大限の協力をするものとし、保守に関して必要な場合は、当社は契約者の承諾を得た上で契約者の承諾を得た上で契約者の機器装置等を無償で自由に操作し、使用できるものとします。
- (2) 契約者は、当社の保守業務上必要な場合には、契約者の工事・保守業者、来客者等を含む関係者（以下、「関係者」といいます。）に対して協力させるものとします。
- (3) 契約者は、当社からの求めに応じて、回線収容情報その他保守作業に必要な機器収容情報及び技術情報を提供するものとします。

12) 契約者が行う対象物件の作業

- (1) 契約者は、当社の事前の許可を得て、当社による建物内への入館対応のもとに対象物件の保管場所に立ち入り、対象物件の運用及び維持に必要な作業を行うことができるものとします。ただし、契約者は、二重床を開けてはなりません。
- (2) 前項の当社による建物内への入館対応は、原則として午前9時30分～午後5時30分とします。なお、土曜日、日曜日、法定休日及び12月29日から12月31日まで、及び1月2日から1月3日については、対象外とします。ただし、緊急を要する場合は、対象外となる日及び時間帯においても当社の承諾を得た上で必要な作業ができるものとします。
- (3) (2)に基づく当社による入館対応及び作業の立会いに伴う連絡先及び当社の故障受付連絡先等は承諾書に記載のとおりとします。
- (4) 契約者はデータセンター内において自らのケーブルの敷設を行ってはならないものとし、必要な場合は、当社の提供するコネクティビティサービスを利用することとします。なお、契約者の利用する複数のラックが隣接位置にある場合の当該ラック間を接続するためのケーブルの敷設はこの限りではありません。
- (5) 契約者は、(4)において二重床の開閉が必要な場合、当社に所定の手続きを行った上、当社の立会いのもと作業を行うこととします。この場合、当社が契約者の作業立会いを行った場合は、契約者は、申込書に定める料金を支払うものとします。
- (6) (4)において敷設されたケーブルにより、他の契約者に影響を及ぼす事象が発生した場合、または発生するおそれがあると当社が判断した場合、当社の指定する方法により再敷設頂く場合があります。この場合の工事に関する費用は契約者の負担とします。
- (7) 契約者は、対象物件と電気通信事業者の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続する場合は、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）で定める場合を除き、電気通信事業法に定める工事担任者の資格者証の交付を受けている者にこれに関わる工事を行わせ、又は、実地に監督させることとします。

～2022年6月29日

2022年6月30日～

### 13) コネクティビティの提供

(1) 当社は、以下の場合においてコネクティビティサービスを申込書に記載された内容で提供します。

- (i) 契約者の対象物件間を接続する場合
- (ii) 契約者の対象物件と当社の提供する回線サービスと接続する場合
- (iii) 「15」 対象物件の工事等」で必要とされる場合
- (iv) その他、当社が認めた場合

(2) 当社は、前項の提供において、技術的に困難であるとき、又は当社の業務遂行に支障があるときは、契約者の申請を拒むことができるものとします。

### 14) ビル間コネクティビティの提供

当社は、当社が予め定めた区間に限り、データセンター間を接続するためのコネクティビティサービス（以下ビル間コネクティビティ）を以下の条件で提供します。ビル間コネクティビティの提供については、本条項に定めがない事項については別に当社が定めるビル間コネクティビティサービス提供条件書（以下条件書）および専用サービス契約約款（以下契約約款）の規定によります。なお、条件書と契約約款及び本規約に差異が生じた場合は、条件書によるものとします。

### 15) 対象物件の工事等

(1) 契約者は、データセンター内にある「電気通信事業法第38条の2」に基づく東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社（以下、「NTT東西会社」といいます。）の指定電気通信設備と対象物件との接続工事を当社へ委託する場合、またはコネクティビティサービスをデータセンター内のNTT東西会社が使用するスペースで利用する場合は、その旨申し込むこととします。

(2) (1)の工事を行う場合、契約者は手数料を支払うものとします。

(3) (1)の工事を行う場合、「電気通信事業法第38条2第2項及び第5項に基づく指定電気通信設備との接続に関する接続約款」に基づき、NTT東西会社から請求される立会費等の費用を契約者は当社に支払うものとします。

### 16) 電力の提供及び使用条件

(1) 当社は、契約者の対象物件等に対する電力を承諾書に記載された内容で提供します。

(2) 当社、次の各号のいずれかに該当し、電力の供給が不可能な場合は、契約者に対する電力の供給を中止し、又は契約者に電力使用の制限もしくは中止を求めることができます。なお、その場合当社は予めその旨を契約者に通知することとしますが、緊急やむを得ない場合は、事後速やかに連絡することとします。

- (i) 天災、火災又はその他の不可抗力等、当社の責に帰すべからざる事由により、正常な電力の供給が不可能になった場合
- (ii) 当社の電力設備に故障が生じる又は故障が生じるおそれがある場合
- (iii) 当社の電力設備の工事施工又は保守上やむを得ない場合
- (iv) その他、保安上の必要がある場合

～2022年6月29日

2022年6月30日～

- (3) 当社の行う電力工事又は保守で契約者への電力供給に影響を与えるおそれがあるものの施工にあたっては、施工方法、施工期間等について両者協議するものとし、契約者はこれに協力するものとします。
- (4) 当社は、契約者が次のいずれかに該当するに至った場合、契約者に対する電力の供給を中止することができるものとします。
- (i) 契約者がその責に帰すべき事由により、当社に重大な損害を与えた又はおそれがあるにも関わらず、契約者がその事由の解消に応じない場合
- (ii) 契約者がその責に帰すべき事由により、当社に保安上の危険を及ぼしている場合
- なお、当社は(i)及び(ii)により電力の供給を中止した場合で、契約者がその事由となった事実を直ちに解消した場合は、当社はその事実を確認のうえ、契約者に対し電力の供給を開始することとします。
- (5) (2)により、当社が電力の供給を中止した場合、当社はその期間について申込書に基づく利用料金を日割計算により差し引くものとします。
- (6) 契約者が電力設備の使用の取り決めを申し出た場合、契約者は、契約者が当社の電力設備を使用するために当社が実施した工事がある場合の当社の当該工事並びに原状に復する工事に係る費用を負担するものとします。
- (7) 追加電力の提供にあたっては、当社が定める上限値までとします。

#### 17) 料金

ご請求する料金の種類は以下のとおりです。なお、具体的な料金は申込書に定めます。

##### ○初期費用

コロケーション工事費

##### ○月額利用料金

コロケーション使用料

#### 18) 最低利用期間等

コロケーションサービスの最低利用期間はサービスの利用開始日から1年間とします。最低利用期間は1ラック毎に適用されるものとします。ただし、予約期間は、最低利用期間に含まれないものとします。

#### 19) コロケーションサービスに係る当社の責任の制限

- (1) 本グローバルIPネットワークサービス契約に基づく対象物件の保管に関する当社の責任は、保管場所の環境を対象物件の維持及び運用に必要な状態に維持することのみとします。
- (2) 天変地変、火災、盗難、その他当社の責に帰すべからざる理由により、コロケーションサービスにおける契約者の対象物件等が消滅、毀損、漏洩、その他本来の利用目的以外に使用され、契約者が直接的なあるいは間接的な損害を被ったとしても、その損害に対して当社は責任を負わないものとします。
- (3) (1)及び(2)に起因して、当社の責任でないと認められたものについては、第三者から当社になされた損害賠償請求等の補償についても、契約者の責任で対処するものとし、当社は免責されるものとします。

～2022年6月29日

2022年6月30日～

(4) 当社は、対象物件に損害保険を附保し、対象物件が偶然な事故により被る損害を次号に基づき填補します。但し、対象物件がリース等により調達されたものであって、リース会社が事前に損害保険の附保を行っているものについてはこの限りではありません。保険を附保する対象物件とはハード資産であり、データ又はプログラムなどのソフト資産は含まれません。

(i) 偶然な事故とは、電氣的現象による事故・取扱い上の不注意、その他保険会社が該当損害保険の契約約款に定めるところに基づくものとします。

(ii) 当損害保険における保険金の支払額は、各対象物件の再調達価額を基準とし、その限度は設備収容 1 架毎に3,000万円とします。

(iii) 保険金の支払いにあたっては、契約者は当社へ、保険会社が定める請求申請書に従って、対象物件に関わる品名・数量・単価・購入金額・購入年月・購入先・損害額等必要な情報を提示するものとします。

#### 20) 損害賠償

(1) 当社は、グローバルIPネットワークサービス契約において個別に定める場合を除き、本グローバルIPネットワークサービス契約に基づく債務を履行しないことにより、契約者に損害を与えた場合、グローバルIPネットワークサービス契約の解約の有無に関らず、契約者に生じた通常の直接賠償をするものとし、当社の責任は、申込書に基づくコロケーションサービスに係る月額利用料金を限度額とします。なお当社は、間接損害、予見の有無を問わず特別の事情により生じた損害、逸失利益、データ又はプログラムの喪失・破損については、その責を負わないものとします。

(2) 当社の債務不履行その他当社の責に帰すべき事由により、契約者の関係者においても損害賠償請求等の事由が生じた場合には、同関係者に対しては契約者の責任と負担において対処するものとし、当社は、本グローバルIPネットワークサービス契約に定める責任の限度で契約者に対して責任を負うものとします。

(3) 第5条第4項第2号(iv)に基づき緊急処置を行なったことにより、契約者が損害を被ったとしても、当社および緊急処置を行なった者の故意又は重大な過失による場合を除き、その損害に対して当社および緊急処置を行なった者は責任を負わないものとします。

(4) 本条(1)、(2)の規定は、コロケーションサービスの利用に関して当社が契約者に対して負う責任を規定したものとします。

#### 21) 自己責任の原則

(1) 契約者は、コロケーションサービスの利用に伴い、第三者に対して損害を与えた場合、または第三者からクレームが通知された場合は、契約期間及び契約解除後に関わらず、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。契約者がコロケーションサービスの利用に伴い第三者から損害を受けた場合、または第三者のクレームを通知する場合においても同様とします。

(2) 当社は、契約者がその故意または過失により当社に損害を被らせた場合は、契約期間及び契約解除後に関わらず、契約者に当該損害の賠償を請求することができるものとします。

～2022年6月29日

2022年6月30日～

22) 利用責任者

- (1) コロケーションサービスの利用にあたり、契約者はあらかじめ利用責任者を選任し、当社に書面で届け出るものとします。利用責任者が交代したときは直ちに当社に書面で通知するものとします。通知がなく、連絡が取れないことによって引き起こされる損害に対して、当社は責任を負いません。
- (2) 利用責任者は当社との連絡、協議の任にあたるとともに、本提供条件に基づくサービスの利用の適正化を図るものとします。

23) 契約者の禁止行為

- (1) 契約者は、コロケーションサービスの利用にあたり、以下の各号に定める行為又はそれに類する行為をしてはならないものとします。
  - (i) データセンター内に発火、爆発、振動、臭気、騒音等のおそれがある物、大量の可燃物等を配備する又は持ち込む行為
  - (ii) 他の利用者の設備に損傷を与える物を持ち込む行為
  - (iii) 当社へ設置する通信設備への不正アクセスをする行為
  - (iv) コロケーションサービスの妨害行為
  - (v) 日本国の定める「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」又はその他の法律もしくは公序良俗に抵触する行為、またはそのおそれのある行為
  - (vi) 当社あるいは他の契約者、第三者の権利を侵害し、又は他の契約者及び第三者に迷惑・不利益等を与える行為、またはそのおそれのある行為
  - (vii) その他当社が不適切と判断する行為
- (2) 契約者が前項の規定に違反し、当社が損害を受けたときは、契約者はその復旧に要する費用の負担をするものとします。

24) 契約者の協力義務

- (1) 当社は以下の場合、契約者に対し、グローバルIPネットワークサービス契約に関する契約者の機器・情報・資料その他の物品の提供、および当社が行う調査に必要な契約者の設備等への立入調査等の協力を求めることができるものとします。この場合、契約者はこれに応じるものとします。
  - (i) 契約者によるグローバルIPネットワークサービス契約の遵守状況を調査、確認するために必要な場合
  - (ii) 故障予防又は回復のために必要な場合
  - (iii) 技術上必要な場合
  - (iv) その他、当社が必要と判断する理由がある場合
- (2) 契約者は、コロケーションサービスが不正に利用され、又は利用されようとしているときには、直ちに当社に通知するものとし、コロケーションサービスの不正利用に係る当社の調査に協力するものとします。

25) 第三者への委託

契約者は、当社がコロケーションサービスを提供するにあたり、コロケーションサービスの一部または全部を当社の指定する第三者に委託することを了承するものとします。

～2022年6月29日

2022年6月30日～

6. 付加サービス提供条件

1) IPv6 / IPv4デュアルサービス

(1) IPv6 / IPv4デュアルサービスは、一本のアクセスラインでグローバルIPネットワークにおいてIPv4及びIPv6双方のプロトコルによるパケット通信を行うことを可能にするサービスです。

(2) コロケーション向けトランジットサービスの付加サービスとしてのみ提供します。

(3) コロケーション向けトランジットサービスに係る料金とは別に申込書に定める本付加サービスに係る料金をお支払いいただきます。

(4) ご請求する料金の種類は以下のとおりです。

○初期費用

IPv6 / IPv4デュアルサービス工事費

○月額利用料金

IPv6 / IPv4デュアルサービス使用料

2) バックアップポートサービス

(1) バックアップポートサービスは、コロケーション向けトランジットサービス用のルータとは別のルータのポートをスタンバイ用として用意し、スタンバイ用ルータと契約者の端末設備間に予備回線を設置して、当社の電気通信設備の障害により通信が全くできない状態が生じた場合に自動的に瞬時に予備回線に切り替えるサービスです。

(2) コロケーション向けトランジットサービスの付加サービスとしてのみ提供します。

(3) ご利用になるアクセスラインの種類によって、このサービスを利用できない場合があります。

(4) コロケーション向けトランジットサービスに係る料金とは別に申込書に定める本付加サービスに係る料金をお支払いいただきます。

(5) ご請求する料金の種類は以下のとおりです。

○初期費用

バックアップポートサービス工事費

○月額利用料金

バックアップポートサービス使用料

3) DNS サービス

(1) DNSサービスは、当社の電気通信設備により契約者が取得した独自ドメインのホスト名/IPアドレスの相互変換を行うDNS (Domain Name System) 機能を提供するサービスです。契約者のご要望によりプライマリまたはセカンダリDNS機能を提供します。

(2) コロケーション向けトランジットサービスの付加サービスとしてのみ提供します。

(3) コロケーション向けトランジットサービスに係る料金とは別に申込書に定める本付加サービスに係る料金をお支払いいただきます。

～2022年6月29日

2022年6月30日～

(4) ご請求する料金の種類は以下のとおりです。

○初期費用

プライマリDNSサービス工事費

○月額利用料金

プライマリDNSサービス使用料

4) IP アドレス割り当て

(1) IP アドレス割り当ては、当社が契約者に代わって日本ネットワークインフォメーションセンター (JPNIC) にコロケーション向けトランジットサービスに係る IP アドレスの割当て若しくは返却の申請手続を行うサービスです。

(2) コロケーション向けトランジットサービスの付加サービスとしてのみ提供します。

(3) /30 アドレスブロック以上が必要な場合には当社にアドレス使用計画情報を報告していただく必要があります。

(4) コロケーション向けトランジットサービスに係る料金とは別に申込書に定める本付加サービスに係る料金をお支払いいただきます。

(5) ご請求する料金の種類は以下のとおりです。

○初期費用

IP アドレス割当サービス費用 (1 割当て申請毎)

5) ブラックホールサービス

(1) ブラックホールサービスは、1IP を表す経路に特別なコミュニティ (ブラックホールコミュニティ) を付与して経路広告いただくことにより、その IP 宛のパケットを自動的に廃棄するサービスです。

(2) コロケーション向けトランジットサービスの付加サービスとしてのみ提供します。

(3) 本付加サービスのご利用には、事前にグローバル IP ネットワーク側にて設定工事が必要となります。

(4) 本付加サービス単独でのお申込の場合、(3) に定める設定工事に係る工事費をいただきます。金額は申込書に定めます。(コロケーション向けトランジットサービスと同時に申し込まれる場合、本付加サービスに係る設定工事費の追加支払いは不要です。)

(5) 無効化する IP は IPv4 で 1IP (/32) 単位であり、お客様より経路広告していただきます。

(6) ブラックホールコミュニティを付与した IP 宛への通信は全て無効化され、当該 IP は利用不可となります。

(7) ご請求する料金の種類は以下のとおりです。金額は申込書に定めます。

○初期費用

通網工事費 (トランジットサービス)

6) DDoS プロテクションサービス

(1) DDoS プロテクションサービスは、分散型サービス妨害 (DDoS) 攻撃によって生じる、グローバル IP ネットワークで提供される契約者のインターネット接続に対する影響を軽減するサービスで、契約者の IP アドレス帯に対して機能を提供します。

(2) トランジットサービスの付加サービスとしてのみ提供します。



～2022年6月29日

2022年6月30日～

(3) 提供範囲は、契約者指定回線の終端からグローバルIPネットワークのバックボーンルータのポートまでとなります。契約者がグローバルIPネットワークに接続している全てのポートが対象となり、一部のポートのみを本付加サービスの対象とすることはできません。また、本付加サービスの提供範囲に自営端末設備や自営電気通信設備は含みません。

(4) DDoSプロテクションサービスには、提供する機能に応じて以下のメニューがあります。

種類	提供する機能	
DDoSプロテクションサービス	DPS Control	・ Permanent ACL 機能
	DPS Core	・ Permanent ACL 機能 ・ DDoS On-Request Mitigation機能
	DPS Detect	・ Permanent ACL 機能 ・ DDoS On-Request Mitigation 機能 ・ DDoS Self-Initiated Mitigation機能 ・ DDoS Detection機能
	DPS Max	・ Permanent ACL機能 ・ DDoS On-Request Mitigation機能 ・ DDoS Self-Initiated Mitigation機能 ・ DDoS Auto-Mitigation機能 ・ DDoS Detection機能

(5) Permanent ACL機能では以下の機能を提供します。

- (i) 当社は、契約者からの申告に基づき、契約者がグローバルIPネットワークに接続しているグローバルIPネットワークのバックボーンルータに常時設定が有効化されたアクセスコントロールリストを設定します。
- (ii) 契約者は申告の際、アクセスコントロールを行いたい送信元IPアドレス、送信元ポート番号、宛先IPアドレス、宛先ポート番号、プロトコルを指定し、指定された通信に対する許可もしくは拒否を指定するものとします。
- (iii) 契約者の申告に対して、当社にて設定内容を確認します。設定内容によっては、指定された設定内容の修正を依頼する場合があります。

(6) DDoS Mitigation機能 (DDoS On-Request Mitigation機能、DDoS Self-Initiated Mitigation機能及びDDoS Auto-Mitigation機能をいいます。以下同じとします。) では以下の機能を提供します。

- (i) 当社は、契約者からの申告に基づき (DDoS Auto-Mitigation機能の場合は自動的に)、影響を軽減する措置を実施します。当該措置の解除については当社の判断に基づき実施します。当該措置の実施から解除までを「DDoS 軽減イベント」といいます。
- (ii) 当社は、DDoS Mitigation機能に係る通信の品質を保証しません。DDoS Mitigation機能は、全てのDDoS 攻撃を軽減することを保証するものではありません。また、DDoS 軽減イベントを実施後、通信の一部もしくは全部に遅延もしくはパケット損失が発生する場合があります。

(7) DDoS Detection機能では以下の機能を提供します。

～2022年6月29日

2022年6月30日～

(i) 当社は、契約者の指定するDDoS検知閾値に対し、当該閾値を上回るトラフィックを認識した場合に、ポータル、メール又はsyslogにより通知を行います。

(ii) DDoS Detection機能は、全てのDDoS攻撃を検知することを保証するものではありません。

(8) DDoSプロテクションサービスに係るその他詳細の技術条件は、当社が「DDoSプロテクションサービスのご提供に関する確認事項」に定めるところに従うものとします。

(9) 当社はDDoSプロテクションサービスを利用する者に与えた損害についての賠償の責任は負いません。

(10) トランジットサービスに係る料金とは別に本付加サービスに係る料金をお支払いいただきます。

(11) ご請求する料金の種類は以下のとおりです。

○初期費用

通網工事費 (DDoSプロテクションサービス)

○月額利用料金

DDoSプロテクションサービス使用料

・ 月額基本料

・ DDoS軽減イベント毎に課金されるイベント料 (DDoS Mitigation機能の利用により発生します。)

・ Permanent ACLの設定変更毎に課金される設定変更料

ただし、当社が別に定める条件に従います。

(12) 通網工事費 (DDoSプロテクションサービス) 通網工事費及びDDoSプロテクションサービス使用料の月額基本料及びPermanent ACLの設定変更料は申込書に定めます。

(13) イベント料は、「イベントの日数」に基づいて計算されます。イベント料の計算方法は次のとおりとなります。

「イベント料」＝「イベント単価」×「イベントの日数」

「イベント単価」は、契約者及び当社が別に合意する額を適用するものとします。

「イベントの日数」は、1のDDoS軽減イベント（当該月に終了したものに限りま  
す。）につきDDoS軽減が有効であった時間を24で除した数（その計算結果に整数  
に満たない部分があった場合はその部分を切り上げます。）の当該月における  
合計値とします

ただし、当社が別に定めるイベントの日数を超える部分に限り、イベント料  
を適用するものとします。

## 7. コロケーション向けトランジットサービスに係るサービス品質保証 (SLA)

### 1) 概要

コロケーション向けトランジットサービスをご利用の契約者すべてにSLAを適用させていただきます。保証内容は、「可用性」、「遅延時間」、「パケットロス」、「故障通知」、「平均ジッタ」、「最大ジッタ」の6項目になります。万が一サービス品質がそれぞれの基準値に達しなかった場合は、「2) 保証内容と返還方針」に従い料金を契約者に返還します。SLAの適用にあたって、お申込み、追加料金は必要ありません。

### 2) 保証内容と返還方針

～2022年6月29日

2022年6月30日～

(1) 可用性

当社は、契約者の責めによらない理由により、グローバルIPネットワークサービスを全く利用できない状態が発生した場合、当社が故障を知った時刻（契約者が当社に修理の請求をした時刻又はその時刻以前に当社がそのことを知った場合はその知った時刻とします。）から起算して15分未満に故障を回復できなければ、次の表に定める1回の連続した故障回復までの時間に応じて、月額利用料金を上限として料金を返還します。「可用性」の適用事象が1の暦月において複数回となるときは、それぞれの返還金額の合計を返還します。この場合において、可用性による料金返還額は月額利用料金を上限とします。

故障回復までの時間	料金返還額
15分以上1時間未満の場合	1を当該月の日数で除して得た値を月額利用料金に乗じて得た額
1時間以上2時間未満の場合	2を当該月の日数で除して得た値を月額利用料金に乗じて得た額
2時間以上の場合	故障回復までの時間（1時間の倍数である部分に限ります。）に1を加えた値を当該月の日数で除し、月額利用料金に乗じて得た額

(2) 遅延時間

当社は、グローバルIPネットワーク網内の下記表内に定める提供区間において、提供区間の一端から送信されたパケットのその提供区間の往復に要する時間を往復遅延時間とし、その値の平均を該当提供区間の1の暦月における往復遅延時間の月次平均時間とします。1の暦月において、各提供区間のうち月次平均時間が表中のそれぞれの基準値を超える区間があった場合、当社はその暦月の月額利用料金の1日分に相当する料金を返還します。

提供区間	基準値（遅延時間）
Intra-Japan（日本国内）	25ms
Intra-Asia（アジア域内）	95ms
Intra-US（米国内）	50ms
Intra-Europe（欧州内）	35ms
Trans-Atlantic（米欧間）	80ms
Trans-Pacific（日米間）	130ms
Asia-Europe（亜欧間）	285ms

(3) パケットロス

当社は、グローバルIPネットワーク網内の(2)の表中の提供区間において、提供区間の一端から送信されたパケットのその提供区間における損失率をパケット損失率とし、その値の平均を該当提供区間の1の暦月における平均パケット損失率とします。1の暦月において、各提供区間のうち平均パケット損失率が基準値「0.1%」を超える区間があった場合、当社はその暦月の月額利用料金の1日分に相当する料金を返還します。

～2022年6月29日

2022年6月30日～

#### (4) 故障通知

当社は、日本国内のPOPに接続されたアクセスラインまたは構内配線の契約者設備側の終端に設置した自営端末設備等をPingにより監視し、当社が定める期間継続して応答がなかった場合故障を検知したとみなし、その故障を検知した時刻から起算して30分以内に契約者が指定するメールアドレスもしくはFAX番号へ故障の発生をお知らせすることができなかつたときは、その暦月の月額利用料金の1日分に相当する料金を返還します。故障を検知した後30分以内に故障の発生をお知らせできないことが1の暦月において複数回となる場合は、それぞれの返還金額の合計を返還します。この場合において、故障通知による料金返還額は月額利用料金を上限とします。

#### (5) 平均ジッタ

当社は、グローバルIPネットワーク網内の(2)の表中の提供区間において、提供区間の一端から送信されたパケットのその提供区間におけるジッタ値を測定し、その値の平均を該当提供区間の1の暦月における平均ジッタ値とします。1の暦月において、各提供区間のうち平均ジッタ値が基準値「0.25ms」を超える区間があった場合、当社はその暦月の月額利用料金の1日分に相当する料金を返還します。

#### (6) 最大ジッタ

当社は、グローバルIPネットワーク網内の(2)の表中の提供区間において、提供区間の一端から送信されたパケットのその提供区間におけるジッタ値を測定し、該当月に測定したすべてのジッタ値のうち、10msを超える割合が0.1%を超えた場合、当社はその暦月の月額利用料金の1日分に相当する料金を返還します。

#### (7) その他

(1)から(6)の規定による料金返還のいずれかを1の暦月に同時に行う場合は、月額利用料金を上限として、それぞれの料金返還金額の合計を返還します。

### 3) 返還対象月額利用料金

料金返還額の算定の際に使用する月額利用料金は、料金返還の事由が発生した暦月の利用料金（付加サービスに係る利用料金を除きます）となります。ただし、当該暦月において利用料金の日割りが行われた場合は、日割り額が対象の利用料金となります。なお、利用料金について、複数回線分が合算で規定されている等により回線毎の利用料金が明確に規定されていない場合は、各回線の品目（帯域）に応じて按分することにより、料金返還対象の回線に係る利用料金を算出し、それを料金返還額の算定に利用するものとします。

### 4) 返還申請

料金返還額の対象となる状況が発生した場合、契約者は当該状況が発生した日から起算して60日以内に当社まで返還申請をしてください。通常、返還処理は申請された翌月分の請求時に実施されますが、故障発生の時期や契約状況によっては翌月以降に実施される場合もあります。返還申請のない場合、SLAIに係る料金返還は行いません。

～2022年6月29日

2022年6月30日～

#### 5) 対象外事項

下記の場合においてはSLA対象外となります。この場合の料金の取り扱いについては、本規約第27条（利用料金の支払い義務）第4項の規定を適用します。

##### (1) 「可用性」に係るSLA対象外事項

- (i) 本規約第22条（利用中止）の規定によりグローバルIPネットワークサービスの利用を中止する場合であって、当社があらかじめそのことを契約者に通知した場合、又は本規約第23条（利用停止）の規定により利用停止としている場合
- (ii) サービス提供範囲外における故障の場合

##### (2) 「故障通知」に係るSLA対象外事項

- (i) 故障を当社が知った時点において、そのグローバルIPネットワークサービスについて利用中止としている場合であって当社があらかじめそのことを契約者に通知した場合又は利用停止としている場合
- (ii) 故障通知先に係る電気通信設備の状況により、当社からその通知先に通知できない場合
- (iii) サービス提供範囲外における故障の場合
- (iv) 契約者が当社に修理依頼の連絡をしたことにより、当社がサービスの故障を知った場合
- (v) リンクアグリゲーションでのサービス提供の場合
- (vi) グローバルIPネットワークに日本国外のPOPで接続している場合

##### (3) 「遅延時間」「パケットロス」「平均ジッタ」「最大ジッタ」に係るSLA対象外事項

- (i) その暦月中連続して利用中止又は利用停止があった場合

##### (4) 全項目共通のSLA対象外事項

- (i) 契約者からの御要望による試験、工事等の場合
- (ii) 契約者からの返還申請がなかった場合
- (iii) 天災等、当社の不可抗力による場合
- (iv) 当社の直接的な支配外にあるDNSに係る不具合等の場合
- (v) 計測機器の故障等により、誤ってSLA対象と報告された場合

#### 8. IPv6 / IPv4デュアルサービスに係るサービス品質保証（SLA）

##### 1) 概要

IPv6/IPv4デュアルサービスをご利用の契約者すべてにSLAを適用させていただきます。保証内容は、「可用性」、「遅延時間」、「パケットロス」、「平均ジッタ」、「最大ジッタ」の5項目になります。万が一サービス品質がそれぞれの基準値に達しなかった場合は、「2) 保証内容と返還方針」に従い料金を契約者に返還します。SLAの適用にあたって、お申込み、追加料金は必要ありません。

～2022年6月29日

2022年6月30日～

2) 保証内容と返還方針

(1) 可用性

当社は、契約者の責めによらない理由により、グローバルIPネットワークサービスを全く利用できない状態が発生した場合、当社が故障を知った時刻（契約者が当社に修理の請求をした時刻又はその時刻以前に当社がそのことを知った場合はその知った時刻とします。）から起算して15分未満に故障を回復できなければ、次の表に定める1回の連続した故障回復までの時間に応じて、月額利用料金を上限として料金を返還します。「可用性」の適用事象が1の暦月において複数回となるときは、それぞれの返還金額の合計を返還します。この場合において、可用性による料金返還額は月額利用料金を上限とします。

故障回復までの時間	料金返還額
15分以上1時間未満の場合	1を当該月の日数で除して得た値を月額利用料金に乗じて得た額
1時間以上2時間未満の場合	2を当該月の日数で除して得た値を月額利用料金に乗じて得た額
2時間以上の場合	故障回復までの時間（1時間の倍数である部分に限ります。）に1を加えた値を当該月の日数で除し、月額利用料金に乗じて得た額

(2) 遅延時間

当社は、グローバルIPネットワーク網内の下記表内に定める提供区間において、提供区間の一端から送信されたパケットのその提供区間の往復に要する時間を往復遅延時間とし、その値の平均を該当提供区間の1の暦月における往復遅延時間の月次平均時間とします。1の暦月において、各提供区間のうち月次平均時間が表中のそれぞれの基準値を超える区間があった場合、当社はその暦月の月額利用料金の1日に相当する料金を返還します。

提供区間	基準値（遅延時間）
Intra-Japan（日本国内）	25ms
Intra-Asia（アジア域内）	95ms
Intra-US（米国内）	50ms
Intra-Europe（欧州内）	35ms
Trans-Atlantic（米欧間）	80ms
Trans-Pacific（日米間）	130ms
Asia-Europe（亜欧間）	285ms

～2022年6月29日

2022年6月30日～

(3) パケットロス

当社は、グローバルIPネットワーク網内の(2)の表中の提供区間において、提供区間の一端から送信されたパケットのその提供区間における損失率をパケット損失率とし、その値の平均を該当提供区間の1の暦月における平均パケット損失率とします。1の暦月において、各提供区間のうち平均パケット損失率が基準値「0.1%」を超える区間があった場合、当社はその暦月の月額利用料金の1日分に相当する料金を返還します。

(4) 平均ジッタ

当社は、グローバルIPネットワーク網内の(2)の表中の提供区間において、提供区間の一端から送信されたパケットのその提供区間におけるジッタ値を測定し、その値の平均を該当提供区間の1の暦月における平均ジッタ値とします。1の暦月において、各提供区間のうち平均ジッタ値が基準値「0.25ms」を超える区間があった場合、当社はその暦月の月額利用料金の1日分に相当する料金を返還します。

(5) 最大ジッタ

当社は、グローバルIPネットワーク網内の(2)の表中の提供区間において、提供区間の一端から送信されたパケットのその提供区間におけるジッタ値を測定し、該当暦月に測定したすべてのジッタ値のうち、10msを超える割合が0.1%を超えた場合、当社はその暦月の月額利用料金の1日分に相当する料金を返還します。

(6) その他

(1)から(5)の規定による料金返還のいずれかを1の暦月に同時に行う場合は、月額利用料金を上限として、それぞれの料金返還金額の合計を返還します。

3) 返還対象月額利用料金

料金返還額の算定の際に使用する月額利用料金は、料金返還の事由が発生した暦月のIPv6 / IPv4デュアルサービス使用料（IPv4に係る利用料金を除きます）となります。ただし、当該暦月において利用料金の日割りが行われた場合は、日割り額が対象の利用料金となります。

なお、利用料金について、複数回線分が合算で規定されている等により回線毎の利用料金が明確に規定されていない場合は、各回線の品目（帯域）に応じて按分することにより、料金返還対象の回線に係る利用料金を算出し、それを料金返還額の算定に利用するものとします。

4) 返還申請

料金返還額の対象となる状況が発生した場合、契約者は当該状況が発生した日から起算して60日以内に当社まで返還申請をしてください。通常、返還処理は申請された翌月分の請求時に実施されますが、故障発生の時期や契約状況によっては翌月以降に実施される場合もあります。返還申請のない場合、SLAIに係る料金返還は行いません。

～2022年6月29日

2022年6月30日～

5) 対象外事項

下記の場合においてはSLA対象外となります。この場合の料金の取り扱いについては、本規約第27条（利用料金の支払い義務）第4項の規定を適用します。

(1) 「可用性」に係るSLA対象外事項

- (i) 本規約第22条（利用中止）の規定によりグローバルIPネットワークサービスの利用を中止する場合であって、当社があらかじめそのことを契約者に通知した場合、又は本規約第23条（利用停止）の規定により利用停止としている場合
- (ii) サービス提供範囲外における故障の場合

(2) 「遅延時間」「パケットロス」「平均ジッタ」「最大ジッタ」に係るSLA対象外事項

- (i) その暦月中連続して利用中止又は利用停止があった場合

(3) 全項目共通のSLA対象外事項

- (i) 契約者からの御要望による試験、工事等の場合
- (ii) 契約者からの返還申請がなかった場合
- (iii) 天災等、当社の不可抗力による場合
- (iv) 当社の直接的な支配外にあるDNSに係る不具合等の場合
- (v) 計測機器の故障等により、誤ってSLA対象と報告された場合

9. DDoSプロテクションサービスに係るサービス品質保証（SLA）

1) 概要

DDoSプロテクションサービスのDDoS\_Core、DDoS\_Detect又はDPS\_Maxに係るDDoS Mitigation機能（DDoS Auto-Mitigation機能を除きます。）をご利用の契約者すべてにSLAを適用させていただきます。保証内容は、DDoS Mitigation機能（DDoS Auto-Mitigation機能を除きます。）に対する「DDoS軽減イベント申告時の応答時間」の1項目になります。万が一サービス品質がその基準値に達しなかった場合は、「2）保証内容と返還方針」に従い料金を契約者に返還します。SLAの適用にあたって、お申込み、追加料金は必要ありません。なお当社はDDoSプロテクションサービスが契約者の期待する効果や品質に適合的であること及び有用であることを保証するものではありません。

2) 保証内容と返還方針

DDoS軽減イベント申告時の応答時間

契約者が当社にDDoS軽減イベントを開始するよう要請する場合（DDoSプロテクションサービスポータルからの要請に限ります。）、当社はその要請を受理した時刻から起算して15分以内に必要トラブルシューティング及び調査を開始するため契約者に応答するものとします。当社の責めによらない事由で要請を受理できなかった場合には、



～2022年6月29日

2022年6月30日～

あらためて当社が要請を受理した時刻から応答時間を起算するものとし、また当社からの応答に対し、当社の責めによらない事由で契約者が受領しなかった場合も当社が当該応答を発信した時点で応答があったものとみなします。

この応答時間が15分を超過した場合、該当のDDoS軽減イベントに対し契約者が支払うイベント料の50%相当額を返還します。

### 3) 返還申請

料金返還額の対象となる状況が発生した場合、契約者は当該状況が発生した日から起算して60日以内に当社まで返還申請をしてください。通常、返還処理は申請された翌月分の請求時に実施されますが、故障発生の時期や契約状況によっては翌月以降に実施される場合もあります。返還申請のない場合、SLAIに係る料金返還は行いません。

### 4) 対象外事項

下記の場合においてはSLA対象外となります。この場合の料金の取り扱いについては、本規約第27条（利用料金の支払い義務）第4項の規定を適用します。

(1) 本規約第22条（利用中止）の規定によりグローバルIPネットワークサービスの利用を中止する場合であって、当社があらかじめそのことを契約者に通知した場合、又は本規約第23条（利用停止）の規定により利用停止としている場合

(2) サービス提供範囲外における故障の場合

(3) グローバルIPネットワークへのアクセス回線の故障

(4) 計画メンテナンス及び緊急メンテナンスの場合

(5) 契約者からの御要望による試験、工事等の場合

(6) 契約者からの返還申請がなかった場合

(7) 天災等、当社の不可抗力による場合

(8) 当社の直接的な支配外にあるDNSに係る不具合等の場合

(9) 計測機器の故障等により、誤ってSLA対象と報告された場合

(10) 懈怠、故意の不正行為、又は、当社のサービス提供条件或いは当社の利用規定に違反するグローバルIPネットワーク又はDDoSプロテクションサービスの利用等を含む、契約者の作為又は不作為（および契約者が雇用した又は正当な権限を付与した第三者の作為又は不作為）によるグローバルIPネットワークの故障

### 5) その他

当社は、当社の仕組みにより当社自身で応答時間を測定するものとし、当社は、応答時間測定の方法及び方法を、契約者への予告なしに定期的に変更できるものとします。

～2022年6月29日

2022年6月30日～

(別紙3) IPv6ネイティブサービス提供条件書

(別紙3) 削除

1. サービスメニュー

IPv6ネイティブサービス提供条件書で規定するグローバルIPネットワークサービスには以下のメニューがあります。

<u>グローバルIPネットワークサービス</u>	<u>種類</u>	<u>SLA</u>
	<u>IPv6 ネイティブサービス</u>	<u>対象</u>
	<u>付加サービス</u>	<u>ブラックホールサービス</u>
	<u>ス</u>	<u>対象外</u>

2. 概要

IPv6ネイティブサービスはインターネットプロトコルバージョン6によりグローバルIPネットワークへの直接接続をご提供するサービスです。

3. サービス提供条件

- 1) サービスの提供範囲は、契約者指定回線の終端からグローバルIPネットワークのバックボーンルータのポートまでです。サービスに自営端末設備やアクセスラインは含みません。
- 2) 契約の単位はアクセスライン毎です。
- 3) POPの設置拠点：  
東京（大手町）、大阪（堂島）、その他当社が別に申込書に定める拠点
- 4) 料金メニューには固定型と従量型があります。
- 5) 最低利用期間はサービス開始日から起算して一年間です。
- 6) トラフィックは受信速度と送信速度が同じ対称型での提供となります。
- 7) サポートするルーティングプロトコルはBGP4またはスタティックです。
- 8) 品目、利用プラン及び具体的な料金は別途申込書およびその他申込みの内容を特定するために必要な書類等に定めます。
- 9) IPv6ネイティブサービスにおいて提供するインターフェース、アクセスラインは別途申込書に定めます。
- 10) IPv6ネイティブサービスに係るその他詳細の技術条件は、当社が「IPトランジットサービスのご提供に関する確認事項」に定めるところに従うものとします。
- 11) ご請求する料金の種類は以下のとおりです。
  - 初期費用  
通網工事費 (IPv6ネイティブサービス)
  - 月額利用料金  
IPv6ネイティブサービス使用料

～2022年6月29日

2022年6月30日～

#### 4. 従量型料金の課金方式

(別紙1) トランジットサービス提供条件書に定める「4. 従量型料金の課金方式」に準じます。

#### 5. 付加サービス提供条件

##### 1) ブラックホールサービス

(1) ブラックホールサービスは、1IPを表す経路に特別なコミュニティ(ブラックホールコミュニティ)を付与して経路広告いただくことにより、そのIP宛のパケットを自動的に廃棄するサービスです。

(2) IPv6ネイティブサービスの付加サービスとしてのみ提供します。

(3) 本付加サービスのご利用には、事前にグローバルIPネットワーク側にて設定工事が必要となります。

(4) 本付加サービス単独でのお申込の場合、(3)に定める設定工事に係る工事費をいただきます。金額は申込書に定めます。(IPv6ネイティブサービスと同時に申し込まれる場合、本付加サービスに係る設定工事費の追加支払いは不要です。)

(5) 無効化するIPはお客様より経路広告していただきます。

(6) ブラックホールコミュニティを付与したIP宛への通信は全て無効化され、当該IPは利用不可となります。

(7) ご請求する料金の種類は以下のとおりです。金額は申込書に定めます。

○初期費用

通網工事費(IPv6ネイティブサービス)

#### 6. IPv6ネイティブサービスに係るサービス品質保証 (SLA)

##### 1) 概要

IPv6ネイティブサービスをご利用の契約者すべてにSLAを適用させていただきます。保証内容は、「可用性」、「遅延時間」、「パケットロス」、「平均ジッタ」、「最大ジッタ」の5項目になります。万が一サービス品質がそれぞれの基準値に達しなかった場合は、「2) 保証内容と返還方針」に従い料金を契約者に返還します。SLAの適用にあたって、お申込み、追加料金は必要ありません。

##### 2) 保証内容と返還方針

###### (1) 可用性

当社は、契約者の責めによらない理由により、グローバルIPネットワークサービスを全く利用できない状態が発生した場合、当社が故障を知った時刻(契約者が当社に修理の請求をした時刻又はその時刻以前に当社がそのことを知った場合はその知った時刻とします。)から起算して15分未満に故障を回復できなければ、次の表に定める1回の連続した故障回復までの時間に応じて、月額利用料金を上限として料金を返還します。「可用性」の適用事象が1の暦月において複数回となるときは、それぞれの返還金額の合計を返還します。この場合において、可用性による料金返還額は月額利用料金を上限とします。

～2022年6月29日

2022年6月30日～

<u>故障回復までの時間</u>	<u>料金返還額</u>
<u>15分以上1時間未満の場合</u>	<u>1を当該月の日数で除して得た値を月額利用料金に乗じて得た額</u>
<u>1時間以上2時間未満の場合</u>	<u>2を当該月の日数で除して得た値を月額利用料金に乗じて得た額</u>
<u>2時間以上の場合</u>	<u>故障回復までの時間（1時間の倍数である部分に限ります。）に1を加えた値を当該月の日数で除し、月額利用料金に乗じて得た額</u>

(2) 遅延時間

当社は、グローバルIPネットワーク網内の下記表内に定める提供区間において、提供区間の一端から送信されたパケットのその提供区間の往復に要する時間を往復遅延時間とし、その値の平均を該当提供区間の1の暦月における往復遅延時間の月次平均時間とします。1の暦月において、各提供区間のうち月次平均時間が表中のそれぞれの基準値を超える区間があった場合、当社はその暦月の月額利用料金の1日分に相当する料金を返還します。

<u>提供区間</u>	<u>基準値（遅延時間）</u>
<u>Intra-Japan（日本国内）</u>	<u>25ms</u>
<u>Intra-Asia（アジア域内）</u>	<u>95ms</u>
<u>Intra-US（米国内）</u>	<u>50ms</u>
<u>Intra-Europe（欧州内）</u>	<u>35ms</u>
<u>Trans-Atlantic（米欧間）</u>	<u>80ms</u>
<u>Trans-Pacific（日米間）</u>	<u>130ms</u>
<u>Asia-Europe（亜欧間）</u>	<u>285ms</u>

(3) パケットロス

当社は、グローバルIPネットワーク網内の(2)の表中の提供区間において、提供区間の一端から送信されたパケットのその提供区間における損失率をパケット損失率とし、その値の平均を該当提供区間の1の暦月における平均パケット損失率とします。1の暦月において、各提供区間のうち平均パケット損失率が基準値「0.1%」を超える区間があった場合、当社はその暦月の月額利用料金の1日分に相当する料金を返還します。

(4) 平均ジッタ

当社は、グローバルIPネットワーク網内の(2)の表中の提供区間において、提供区間の一端から送信されたパケットのその提供区間におけるジッタ値を測定し、その値の平均を該当提供区間の1の暦月における平均ジッタ値とします。1の暦月において、各提供区間のうち平均ジッタ値が基準値「0.25ms」を超える区間があった場合、当社はその暦月の月額利用料金の1日分に相当する料金を返還します。

～2022年6月29日

2022年6月30日～

(5)最大ジッタ

当社は、グローバルIPネットワーク網内の(2)の表中の提供区間において、提供区間の一端から送信されたパケットのその提供区間におけるジッタ値を測定し、該当暦月に測定したすべてのジッタ値のうち、10msを超える割合が0.1%を超えた場合、当社はその暦月の月額利用料金の1日分に相当する料金を返還します。

(6)その他

(1)から(5)の規定による料金返還のいずれかを1の暦月に同時に行う場合は、月額利用料金を上限として、それぞれの料金返還金額の合計を返還します。

3) 返還対象月額利用料金

料金返還額の算定の際に使用する月額利用料金は、料金返還の事由が発生した暦月の利用料金となります。ただし、当該暦月において利用料金の日割りが行われた場合は、日割り額が対象の利用料金となります。

なお、利用料金について、複数回線分が合算で規定されている等により回線毎の利用料金が明確に規定されていない場合は、各回線の品目(帯域)に応じて按分することにより、料金返還対象の回線に係る利用料金を算出し、それを料金返還額の算定に利用するものとします。

4) 返還申請

料金返還額の対象となる状況が発生した場合、契約者は当該状況が発生した日から起算して60日以内に当社まで返還申請をしてください。通常、返還処理は申請された翌月分の請求時に実施されますが、故障発生の時期や契約状況によっては翌月以降に実施される場合もあります。返還申請のない場合、SLAに係る料金返還は行いません。

5) 対象外事項

下記の場合においてはSLA対象外となります。この場合の料金の取り扱いについては、本規約第27条(利用料金の支払い義務)第4項の規定を適用します。

(1) 「可用性」に係るSLA対象外事項

(i) 本規約第22条(利用中止)の規定によりグローバルIPネットワークサービスの利用を中止する場合であって、当社があらかじめそのことを契約者に通知した場合、又は本規約第23条(利用停止)の規定により利用停止としている場合

(ii) サービス提供範囲外における故障の場合

(2) 「遅延時間」「パケットロス」「平均ジッタ」「最大ジッタ」に係るSLA対象外事項

(i) その暦月中連続して利用中止又は利用停止があった場合

～2022年6月29日	2022年6月30日～
<p><u>(3) 全項目共通のSLA対象外事項</u></p> <p><u>(i) 契約者からの御要望による試験、工事等の場合</u></p> <p><u>(ii) 契約者からの返還申請がなかった場合</u></p> <p><u>(iii) 天災等、当社の不可抗力による場合</u></p> <p><u>(iv) 当社の直接的な支配外にあるDNSに係る不具合等の場合</u></p> <p><u>(v) 計測機器の故障等により、誤ってSLA対象と報告された場合</u></p>	
<p>附 則（令和2年4月27日 D P S 第00642962号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、令和2年4月27日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。</p> <p>3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。 （その他）</p> <p>4 N S 才第00513482号（令和元年6月26日）の附則の2を令和2年4月27日をもって削除します。</p>	<p>附 則（令和2年4月27日 D P S 第00642962号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、令和2年4月27日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。</p> <p>3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。 （その他）</p> <p>4 N S 才第00513482号（令和元年6月26日）の附則の2 <u>及び3</u>を令和2年4月27日をもって削除します。</p> <p><u>附 則（令和4年6月23日 D P S 第00934924号）</u> <u>（実施期日）</u></p> <p><u>1 この改正規定は、令和4年6月30日から実施します。</u> <u>（経過措置）</u></p> <p><u>2 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。</u></p> <p><u>3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。</u></p>